和福障第2240号 平成24年 9月19日 (2012年)

移動支援事業登録事業者 様

和歌山市福祉局社会福祉部 障害者支援課長

移動支援事業の運用について(通知)

平素は、本市福祉行政にご尽力いただき誠にありがとうございます。さて、地域生活支援事業における移動支援事業については、「地域生活支援事業運営等の手引」に基づいて運用いただいていることと存じます。手引きに記載されている移動支援事業における自動車の使用等について、ご質問の多い点を次のとおり取りまとめましたので、ご留意の上業務に当たられますようよろしくお願いいたします。

★定期通院(通学)、作業所等への移送は原則行えません。

★移動支援は公共交通機関の利用が原則となっており、**真にやむを得ない事情がある場合** は自動車の運転が認められています。ただし、やむを得ず自動車を使用する場合は、**許可 等を受けた車両及びヘルパー**が従事しなければいけません。

真にやむを得ない事情とは、主に次のようなものを指し、単に「便利だから」といった理 由で自動車の利用はできません。

- @利用者が寝たきり、その他の状況で公共交通機関の利用が困難な場合
- @緊急時など公共交通機関による移動が困難な場合
- @公共交通機関を利用することで利用者の心理状態等が悪化する恐れがある場合 許可等を受けた車両及びヘルパーとは次のものを指します。
 - @道路運送法第4条(一般乗用旅客自動車運送事業)、第43条(特定旅客自動車 運送事業)、第78条(自家用自動車有償運送)の許可を受けた車両
 - @2種免許、福祉有償運転者講習等、必要な資格(講習)を取得しているヘルパ
 - ー(必要な資格は、条件により異なります。詳しくは運輸局へご相談ください)

「地域生活支援事業運営等の手引き」その他の情報は、市ホームページをご確認ください。 和歌山市ホームページトップの組織案内(上部中央)から「福祉局 障害者支援課」を クリックし、「事業所の方のページ」内の「地域生活支援事業について」をご参照ください。

事務担当

障害者支援課 審査調整班 栖村、佐藤、西出

Tel 435 - 1060